

## 報告書記入要領 4

〈産業廃棄物処分業(最終処分)者用〉

〈特別管理産業廃棄物処分業(最終処分)者用〉

### 1 記入方法及び注意事項

「記入例」及びその注釈の※印を参照しながら読み進めてください。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、福岡県域(北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)で最終処分を行った産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理実績について全て(政令市や県外から搬入された廃棄物を含む。)報告してください。

実績がない場合は、余白に「実績なし」と記入して提出してください。  
各報告書の記入欄が不足する場合は、用紙を複写してください。

#### (1) 処分業(最終処分)に関する報告

処分業報告には、他者から受託した処理の実績を記載してください。  
(自社処理分は記載しないでください。)

#### (2) 中間処理施設に関する報告

最終処分場の処理能力の大小に関わらず、他社から受託した処理の実績のほか、自社処理分も合算して記入してください。

### 2 報告様式

(1) 処分業(最終処分)に関する報告 … 実績報告書第4号(記入例4参照)

(2) 最終処分場に関する報告 … 実績報告書第2号(記入例1-2参照)

※「別紙1 産業廃棄物の処理実績報告の提出方法」の電子申請の方法(手順)の(1)~(3)の方法で、福岡県ホームページ上から様式等の電子ファイルをダウンロードできます。

### 3 問い合わせ先兼提出先

お問い合わせやご提出は、「別紙2 管轄の保健福祉環境事務所(問い合わせ先兼提出先)」に行ってください。

### 4 提出方法

処理実績報告は、電子申請(インターネットで提出)することができます。

福岡県では、デジタル化を推進しておりますので、電子申請による提出にご協力をお願いいたします。

詳しくは、「別紙1 産業廃棄物の処理実績報告の提出方法」をご確認ください。

なお、電子申請による提出が困難な場合についても、別紙1に提出方法を記載しておりますので、ご参照ください。